

業者登録の更新について(平成 31・32 年度)(2019・2020 年度)

平素は、公益財団法人東京都公園協会の事業にご協力をいただきありがとうございます。
さて、当協会へ業者登録されている方について、下記のとおり有効期限の更新を行います。
更新を希望される方は下記により手続をお願いいたします。

受付が平成 31 年 4 月 1 日以降のため、更新前の有効期限(平成 31 年 3 月 31 日)を
平成 31 年 5 月 31 日まで延長して取り扱いを致します。
この延長に関する提出書類は必要ございません。
延長した有効期限が記載された受付票の送付は致しません。

記

1 更新申込受付期間

平成 31(2019)年 4 月 1 日(月)から平成 31(2019)年 5 月 31 日(金)郵便受取分まで

2 更新申込の対象者

更新申込の対象となるのは、次の(1)及び(2)の条件をいずれも満たす方とします。

- (1)現在当協会に登録をされている方で、平成 31 年 3 月 31 日までの有効期限の方
- (2)東京都の平成 31・32 年度競争入札参加資格審査申請を終了し、
平成 31・32 年度競争入札参加資格審査結果通知書をお持ちの方

3 更新申込書類

業者登録更新申込書(様式第7号)

*物品、工事とそれぞれ分けて作成する必要はございません。

- (1)東京都発行の平成 31・32 年度競争入札参加資格審査受付票の写し
- (2)東京都発行の平成 31・32 年度競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- (3)返信用封筒(定形用封筒に宛名を明記し、82円切手を貼付してください。)

◇業者登録更新申込書は、当協会ホームページの入札情報ページから入手できます。

<入札情報ページアドレス>

<http://www.tokyo-park.or.jp/profile/bussiness/index.html>

4 申込方法

更新申込書類を下記送付先まで郵送してください。(郵送のみの受付となります。)

5 送付先

〒160-0021

東京都新宿区歌舞伎町2-44-1

東京都健康プラザ「ハイジア」9階

公益財団法人東京都公園協会 総務部財務課経理係

6 更新後の有効期限

平成33年3月31日

7 登録更新の通知

更新の申請をしていただいた方には、手続終了後、登録受付通知書をお送りします。

(申込受付から約1ヶ月程度お時間をいただきます。)

8 その他

有効期限が平成31年3月31日までの通知書をお持ちで、受付期間に更新書類をご提出されなかった場合は、新規登録の手続きが必要となります。

平成31年4月1日以降に掲載予定の入札情報ページ「業者登録の新規申込みについて」をご覧ください、手続きをお願い致します。

9 問合せ先

公益財団法人東京都公園協会 総務部財務課経理係

電話03(3232)3107